

# 地域包括ケア病床のご案内

## 1. 地域包括ケア病床とは

入院治療後、病状が安定した患者様に対してご自宅及び介護施設（一部の施設を除く）への復帰に向けた医療や支援・リハビリを行う病床です（201、205、206、207、225、226号室 計18床）。

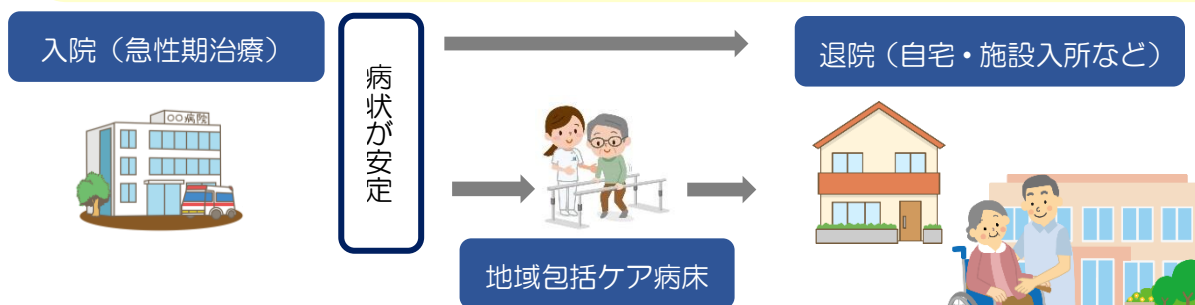
医師や看護師、管理栄養士、病棟専従のリハビリスタッフにより在宅復帰に向けて治療・支援を行っていきます。また、病棟担当の医療ソーシャルワーカーが患者様の在宅復帰、退院後のケアについてサポートさせていただきます。

入室に際しては、患者様の状態により判断し、主治医・看護師からご案内いたします。地域包括ケア病床での療養が必要となる方は、転床が必要になりますので予めご了承下さい。

## 2. どんな場合に入院となるのか

ご自宅や介護施設への復帰を目的とした、以下のような患者様が対象となります。なお、入院期間は病状によって調整いたしますが、最長60日となっております。

- ①入院治療により病状は改善したが、当院にてもう少し経過観察が必要な方
- ②入院治療により病状が安定し、在宅復帰に向けてリハビリテーションが必要な方
- ③ご自宅での療養準備が必要な方
- ④糖尿病の血糖コントロール改善が必要な方



## 3. 入院費について

地域包括ケア病床に入院された場合、入院費の計算方法が一般病床とは異なり「地域包括ケア入院医療管理料」を算定いたします。この入院料には、リハビリテーション料・投薬料・注射料・処置料・検査料・入院基本料・画像診断料等のほとんどの費用が含まれます。

## 4. 入院に対する留意点

病状の変化により主治医が集中的な治療が必要と判断すれば、一般病床に転床（変更）する場合があります。

## 5. ご相談・お問い合わせ

地域包括ケア病床についてのご相談・お問い合わせは『病棟師長』または『専従看護師』までお尋ねください。

## 地域包括ケア病床レスパイト入院について

令和2年11月1日から「地域包括ケア病床」を開設しております。令和3年9月1日から18床へ増床いたしました。地域包括ケア病床とは、急性期医療から在宅療養までを結ぶ要です。退院に向けて心身機能の回復のためのリハビリテーション、在宅サービスを受けるための地域との調整を行っております。

在宅療養されている患者様のご家族を支援するための短期予定入院（レスパイト入院）の受け入れを行っています。

### 【対象となる患者様】

1. ご自宅または居住系介護施設へ退院される方
2. 急性期治療を必要とせず、状態の落ち着いた方
3. 医療処置（褥瘡処置、酸素吸入、痰吸引、点滴、人工肛門管理、経管栄養）などのため、介護施設の利用が難しい方
4. 治療や検査、リハビリテーションなどを行う事はできません



### 【入院期間】

1回の入院期間は14日以内です。患者様の状態によって入院継続が困難な場合は、予定より短期間となることがあります。

### 【ご利用の流れ】

- ⇒ 初回利用時は入院希望日の1ヶ月前までに、2回目以降は2週間前までに、地域包括ケア病床にお申し込みください。
- ⇒ 申し込みは、かかりつけ医又は、ケアマネージャーよりお願い致します。
- ⇒ 診療情報提供書とレスパイト入院申込書を下記番号までFAXにて送付してください。

### 相談窓口

電話又はファックスにてお知らせ下さい。

〒981-4122 加美郡色麻町四竈字杉成9番地

公立加美病院

TEL 0229-66-2500

FAX 0229-66-2501



地域包括ケア病床

※ご不明な点がございましたらいつでもお問い合わせ下さい。